

ジフテリア・破傷風2種混合（DT）

接種期間	11歳から13歳の誕生日の前日まで
費用	無料
接種できる医療機関	県内指定医療機関
注意事項	① 必ず事前にご希望の医療機関にお電話で確認ください。 ② お子様の体調が悪い時には接種できません。体調が良い時に早めに接種してください。



お知らせ

予防接種のお知らせ
ジフテリア・破傷風2種混合
予防接種のお知らせ

健康福祉課 健康推進係 ☎65・0001
7月上旬に、小学校6年生を対象に、ジフテリア・破傷風2種混合（DT）予防接種の案内を郵送します。保護者同伴の上、早めに接種ください。

免除の申請について

【申請手続き】

令和2年度分（令和2年7月～令和3年6月分）の申請は、令和2年7月1日から桂川町役場で受付

- ※免除・猶予の申請は、原則毎年度手続きが必要です
- ※過去期間については、申請をした月から2年1カ月前までさかのぼって免除申請が可能です

【申請に必要なもの】

- 個人番号確認書類（個人番号カード、通知カードなど）
- 本人確認書類
 - 1点確認：個人番号カード、運転免許証など
 - 2点確認：年金手帳、健康保険証、介護保険証など
- 年金手帳 ○ 印鑑
- 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など（持っている場合）



お知らせ

国民年金保険料免除制度
ご存知ですか？
国民年金保険料免除制度

国民年金保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害年金や遺族年金を受け取ることができなくなる場合があります。経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、保険料の納付が免除される「保険料免除申請」をしてください。（任意加入被保険者は除きます。）所得額だけでなく、失業・生活扶助等が免除該当要件となる場合もあります。

住民課 国民年金係 ☎65・3301
直方年金事務所 ☎0949・22・0891

◆ 免除制度は、「納めなくても大丈夫」ということではありません ◆



免除制度は、決して「納めなくても大丈夫」ということではなく、将来もらえる年金額は減ってしまいます。免除を受けた期間は、10年以内ならさかのぼっておさめることができますので、支払える状況になれば納めていただくことをお勧めします（ただし2年度過ぎると当時の保険料に加算額が付きます）。遡って納付（追納）を希望される方は、直方年金事務所にご連絡ください。